

医療・介護・感染症WG（第5回）

厚生労働省説明資料

令和5年1月25日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部

① 事業所の指定・報酬請求等について

要望の概要

- 各種様式等について、**押印廃止の徹底、申請様式や添付書類の統一**（標準化）及び**簡素化**
- ローカルルールの解消**
- 事務負担軽減に関する調査研究事業の実施**
- 各種手続きについて、すべて**オンライン**で行えるような体制の整備

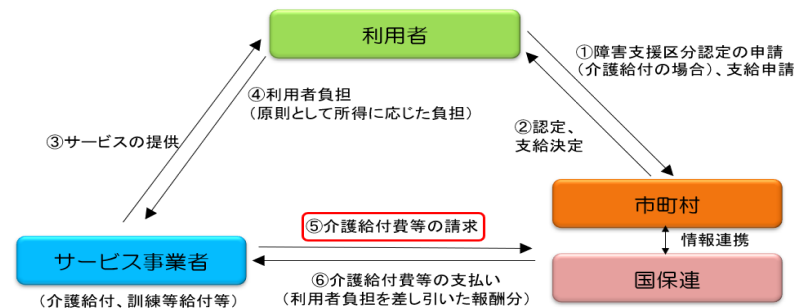
現行制度・運用（事業所の指定）

- 障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスを提供して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）に基づく報酬を市町村から受けるためには、事業者が所在する都道府県・指定都市・中核市からサービスごとに指定を受ける必要があり、その際には、必要な申請書等を都道府県知事等に提出しなければならない。
- 障害福祉サービスの指定を受ける際に必要な書類は省令で定めている。
- その申請書等の具体的な様式については各自治体で定めている。



現行制度・運用（報酬請求）

- 障害福祉等サービス報酬とは、事業者が利用者に障害福祉サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われるサービス費用をいう。
- 障害福祉サービス等報酬は各サービス毎に設定されており、基本的なサービス提供に係る費用に加えて、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて加算・減算される仕組みとなっている。



これまでの対応

- 障害福祉サービス等の支給決定事務等に係る押印を求める手続の見直し（押印廃止）に係る事務連絡の発出。
- 主管課長会議において、指定申請や報酬請求等の際に事業者等から提出を求めている申請書等の要否についての検討を依頼。

② 実地指導について

要望の概要

- ・自治体、事業者の**業務負担軽減に向けた取組み**の推進
- ・**実地指導**の在り方についての更なる**効率化**
- ・介護保険の訪問介護と居宅介護等を一体的に運営している場合の**同日実施の推奨**
- ・実地指導に係る1事業所あたりにかかる**時間の削減**や**簡素化**

現行制度・運用

自立支援給付対象サービス等の質の確保・向上及び自立支援給付の適正化を図ることを目的に指定事業者等に対して自治体の実地指導を行う。

実地指導は、おおむね3年に1回の頻度で確認すべき項目及び文書により行っている。

実地指導の主な流れ



これまでの対応

実地指導の効率化・標準化を推進するため、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成26年1月23日障発0123第2号障害保健福祉部長通知）を令和2年7月17日に一部改正し、

①標準的な確認すべき項目の削減、②運用の標準化、③指導監査における文書の効率的活用、④同一所在地等の実地指導の同時実施、⑤介護保険法など関連する法律に基づく指導・監査の同時実施、⑥実地指導の所要時間の短縮等により実施している。

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
訪問系	介護給付	居宅介護 者 児	194,525	21,470
		重度訪問介護 者	11,987	7,459
		同行援護 者 児	24,749	5,646
		行動援護 者 児	12,216	1,968
		重度障害者等包括支援 者 児	46	11
日中活動系	施設系	短期入所 者 児	41,100	5,009
		療養介護 者	20,942	258
		生活介護 者	297,665	12,239
		施設入所支援 者	124,909	2,564
居住支援系		自立生活援助 者	1,321	292
		共同生活援助 者	162,546	11,982
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練（機能訓練） 者	2,092	181
		自立訓練（生活訓練） 者	14,031	1,287
		就労移行支援 者	36,791	3,011
		就労継続支援（A型） 者	82,186	4,305
		就労継続支援（B型） 者	316,239	15,629
		就労定着支援 者	14,503	1,508

(注) 1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和4年8月サービス提供分（国保連データ）

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援 ● 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	143,241	10,190
		医療型児童発達支援 ● 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う	1,552	87
		放課後等デイサービス ● 授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	301,837	19,178
訪問系	障害児支援に係る給付	居宅訪問型児童発達支援 ● 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	297	97
		保育所等訪問支援 ● 保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	6,806	1,055
入所系	障害児支援に係る給付	福祉型障害児入所施設 ● 施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,299	176
		医療型障害児入所施設 ● 施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,731	197
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援 ● ● 【サービス利用支援】 <ul style="list-style-type: none"> サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 <ul style="list-style-type: none"> サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨 	212,312	9,662
		障害児相談支援 ● 【障害児利用援助】 <ul style="list-style-type: none"> 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	71,333	5,901
		地域移行支援 ● 住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	526	297
		地域定着支援 ● 常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	3,991	548

※ 障害児支援は、個別に利用の可否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない） ※ 相談支援は、支援区分によらず利用の可否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注） 1.表中の「●」は「障害者」、「●」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 4 年 8 月サービス提供分（国保連データ）

事業所の指定関係

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申請等)

第三十四条の七 法第三十六条第一項の規定に基づき居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図
- 六 事業所の管理者及びサービス提供責任者(指定障害福祉サービス基準第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この款において同じ。)の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 七 運営規程
- 八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- 十 法第三十六条第三項各号に該当しないことを誓約する書面(次条を除き、以下この節において「誓約書」という。)
- 十一 その他指定に関し必要と認める事項

2 (略)

3 法第四十一条第一項の規定に基づき居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 現に受けている指定の有効期間満了日
- 二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

5 第一項及び第三項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新(居宅介護又は重度訪問介護に係るものに限る。)を受けようとする者が介護保険法第七十条第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の四第一号に定める種類の居宅サービスに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

- 一 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百十四条第一項第四号 第一項第四号
- 二 介護保険法施行規則第百十四条第一項第五号 第一項第五号
- 三 介護保険法施行規則第百十四条第一項第八号 第一項第八号